

木造住宅の耐震性を高めるために

地震による住宅の被害を最小限にするためには、住宅の耐震性の確保が重要です。市では、市内の木造住宅を対象に、耐震診断（一般診断法による診断）を行う耐震診断士を派遣しています。あわせて、診断士による診断結果の説明や補強方法等についてのアドバイスも行います。

診断の結果、耐震性が低いと判定された住宅については、耐震改修に対する補助制度があります。各制度内容については、次のとおりです。

木造住宅 耐震診断士 派遣事業

- ▼対象 次の要件をすべて満たす住宅
- ①昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成している木造住宅
 - ②延べ床面積の2分の1以上が住宅の用に供されているもの
 - ③丸太組構法の住宅、旧建



木造住宅耐震改修費助成事業の内容

工事の種類	対象工事費に対する補助率	補助限度額(万円)	募集戸数(先着順)	対象となる条件(①~④すべてに該当すること)			
				①	②	③	④
耐震改修工事	3/4	90	20	昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成している住宅	耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断されたもの	改修後の評点 1.0以上に向上させるもの	延べ床面積の1/2以上が住宅の用に供しているもの
簡易耐震改修工事	3/4	30	5	〇	〇	〇	〇

※(注)簡易な改修の方法により耐震性を向上させるもの

建築基準法38条認定および型式適合認定によるプレハブ工法以外の木造住宅

▼費用 30000円

▼募集戸数 先着順30戸

耐震改修工事で 固定資産税を減額

▼受付期間 4月15日〜平成27年1月30日(募集戸数に達し次第、受付終了)

木造住宅 耐震改修費 助成事業

概要については、上記の表のとおりです。

▼申請方法 申請書に必要な書類を添えて住宅所有者または居住者が申請

▼受付期間 4月15日〜平成27年1月30日

※申請前に契約および着工しているものは対象外。賃貸住宅は所有者の同意が必要。

丸太組構法の住宅、旧建築基準法38条認定および型式適合認定によるプレハブ工法の住宅は対象となりません。

※耐震改修時の木材の利用には、府内産木材利用促進事業の助成制度(詳しくは、農業振興課へ)があります。

◆問い合わせ 都市計画課

受領委任払い制度を開始

住宅改修費・福祉用具購入費

市では、4月1日から、利用者の一時的な費用負担の軽減を図るため、介護保険の住宅改修費と福祉用具購入費について「受領委任払い」を開始します。

「受領委任払い」を利用すると、市に登録された受領委任払い取扱事業者に費用の自己負担額(割相当額)を支払うだけで、残りは利用者の委任に基づき、市が直接施工業者に支払うこととなります(上限あり)。

希望される人は、担当のケアマネジャーへご相談ください。

※住宅改修費は改修前に事前申請が必要です。

◆問い合わせ 高齢介護課

住宅(昭和57年1月1日以前から存在する住宅で賃貸住宅を除く)の耐震改修工事を実施した場合、工事完了の翌年度よりその家屋の固定資産税額(120㎡相当分までに限る)の2分の1を減額します。

詳細については、お問い合わせください。

◆問い合わせ 課税課

高額医療・高額介護合算制度

国民健康保険(国保)または後期高齢者医療制度の被保険者が、対象期間(平成24年8月1日〜25年7月31日)に支払った健康保険と介護保険の自己負担額を合算して、表の基準額を5000円以上超えた場合、その超えた金額を支給します。

対象期間中に他市町村から転入された人や、八幡市の国保、後期高齢者医療制度、介護保険以外に加入していた場合は、その自己負担額も合算できます。詳しくは平成25年7月31日時点に加入していた健康保険の窓口へお問い合わせください。

◆問い合わせ 国保医療課

■ 70歳未満

上位所得者	一般	市民税非課税世帯
126万円	67万円	34万円

■ 70歳以上

現役並み所得者	一般	低所得Ⅱ(※2)	低所得Ⅰ(※1)
67万円	56万円	31万円	19万円(※3)

※1 市民税の非課税世帯で、所得が一定以下(年金収入80万円以下)の人

※2 市民税の非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の人

※3 低所得Ⅰの世帯で介護サービス利用者が複数いる世帯は、限度額が異なります。

防犯カメラを設置

市は、犯罪を未然に防ぐことを目的に、平成24年度から、街頭および公共施設に防犯カメラを設置しています。

平成25年度は、自治会の要望に基づき、犯罪抑止効果が高いと考えられる神原交差点(走上り)ほか14カ所に防犯カメラを新たに設置しました。

今後も市民の皆さんが、安心して暮らせるよう、八幡警察署や自治会等と協議して増設していく予定です。

◆問い合わせ 防災安全課



八幡市住宅基本計画(後期計画)と 男山地域再生基本計画

計画を策定しました

平成26年度から平成35年度を計画期間とする「八幡市住宅基本計画(後期計画)」と男山地域の将来のまちづくりの基本方針となる「男山地域再生基本計画」を策定しました。

※計画書は、市役所2階閲覧コーナー、都市計画課窓口および市ホームページでご覧いただけます。

◆問い合わせ 都市計画課

なお、計画素案に対して市民の皆さんのご意見を伺うため、市ホームページで公表します。

◆問い合わせ 都市計画課

熱損失防止改修工事で 住宅の固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額(120㎡まで)の3分の1相当額を減額します。

【減額される要件】

- ▼平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること。
- ▼平成25年4月1日か

④壁の断熱改修工事

改修工事が完了した年の、その家屋の翌年度分の固定資産税額(120㎡相当分まで)の3分の1を減額。

【手続き】

- 改修工事が完了後3カ月以内に、建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関等が作成する「熱損失防止改修工事証明書」と納税義務者の住民票の写しを添付し申請してください。
- ◆問い合わせ 課税課